令和８年度播磨町障害者就労施設等からの物品等優先調達方針

１．趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、障害者就労施設等で就労する障害者の経済的自立の促進に資することを目的とする。

２．定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

３．方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての行政組織が発注する物品及び役務の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

４．障害者就労施設等からの調達に関する方針

(1) 障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各課等においてこれまでの調達の実績のない物品等についても優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

(2) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとし、納期に余裕のある物品等の発注に関しては、積極的に障害者就労施設等から調達するように努める。

(3) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に情報を提供し、必要な事項に関しては、丁寧に指導及び説明を行うよう努める。

５．調達目標

調達する物品等		調達の目標額
物品の調達	食品等の購入、手作り製品の購入等	１０千円
役務の提供	クリーニング、封入・封緘作業、洗車作業等	９９千円
そ　の　他	再生重油の購入等	０千円

６．調達方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労施設等からの物品等調達方針を作成したときは、速やかに町ホームページにより公表する。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績の公表は、年度終了後速やかに町ホームページにより公表する。

７．担当窓口

この方針の担当窓口は、健康福祉課とする。